

福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市社会福祉審議会条例（平成30年福井市条例第44号）及び福井市社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門分科会は、次に掲げる者のうちから20名以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 児童福祉に関係する事業に従事する者
- (5) 学校教育に従事する者
- (6) 母子・父子・寡婦の福祉に関係する事業に従事する者
- (7) 地域において子育て支援に従事する者
- (8) 男女共同参画に関係する事業に従事する者
- (9) 子どもの保護者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(調査審議事項)

第3条 専門分科会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法（平成26年法律第45号）第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定及び第2号に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法第77条第1項第3号に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に規定する市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (5) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第3項及び第4項に規定する市町村行動計画の策定又は変更に関する事項
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項に規定する芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する必要な勧告に関する事項
- (7) 児童福祉法第34条の15第4項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項
- (8) 児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置認可に関する事項
- (9) 児童福祉法第46条第4項に規定する児童福祉施設の事業の停止命令に関する事項
- (10) 児童福祉法第59条第5項に規定する無届又は無認可の児童福祉施設の事業停止又は施設の閉鎖命令に関する事項

- (11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等、第21条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令及び第22条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項
 - (12) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条に規定する母子福祉資金貸付金の貸付けの停止に関する事項
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉について市長が必要と認める事項
- 2 前項第2号の利用定員の設定、同項第7号の家庭的保育事業等の認可、同項第8号の保育所の設置認可及び同条第11号の幼保連携型認定こども園の設置認可に際し、本市の施設整備に関する補助金の交付を必要とする場合は、当該補助金に係る予算の編成時まで、設置の必要性について調査審議を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。